

令和6年度 就学援助費の申請について (お知らせ) *両面

本市では、お子さまの就学(学校へ行くこと)に経済的に困りの保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を『就学援助費』として給付する制度を実施しています。この制度を受けようと思われる方は、次のとおり申請が必要ですので、ご案内します。(令和5年度に認定を受けている方も申請が必要です。)

- ①新1年生がいない場合 : 令和6年3月22日(金)
- ②新1年生がいる場合 : 令和6年4月26日(金)
- ③年度途中(5月以降の申請)の場合 : 毎月15日(土日祝の場合は直前の平日)

* 期限を過ぎた場合、翌月審査となります。認定月分から支給します。

* 令和6年度の最終締切りは令和7年3月7日です。

申請先 令和6年4月から在籍する小・中学校

* 在籍する学校ごとに、1世帯につき1部ずつ必要です。

* 新1年生の入学前支給を申請した場合、世帯の変更等がある場合のみ再申請してください。

対象者

1. **要保護者** 生活保護法に基づく保護費の受給者(ただし、修学旅行費のみが対象となるため、修学旅行の該当学年のみ対象となります。)

2. **準要保護者** 要保護世帯を除くそれに準ずる世帯(次のア又はイに該当する世帯)

ア: 保護者全員が前年度又は今年度に①~⑩のいずれかに該当している方

- ① 生活保護を受けていた方の内、現在受けていない方
- ② 市町村民税が非課税の方
- ③ 市町村民税の減免を受けている方
- ④ 個人事業税の減免を受けている方
- ⑤ 固定資産税の減免を受けている方
- ⑥ 国民年金の掛け金の減免を受けている方
- ⑦ 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている方
- ⑧ 児童扶養手当の支給を受けている方
- ⑨ 生活福祉資金貸付を受けている方(新型コロナウイルス感染症のための臨時貸付含む)
- ⑩ 職業安定所登録日雇労働者である方

イ: 生活状況が経済的に不安定である世帯

・ 世帯全員の前年の所得額 < 生活保護基準により算出した世帯の需要額 である世帯

* 世帯員の人数、世帯員の年齢、家賃の有無などにより需要額は変わります。

審査

・ 世帯の前年所得等を参考にして審査し、認定または否認を決定します。4月末までに申請した方には、6月下旬~7月上旬頃に審査結果を通知します。

・ 所得の申告が済んでいない場合や提出書類が不足している場合は審査できませんのでご注意ください。

提出が必要な書類

必要な方	必要書類	備考
全員	児童・生徒就学援助費受給申請書	* 学校、教育委員会にあります。
前年度に就学援助費の認定を受けていない方 振込先の口座を変更したい方	通帳の見開き1ページ目の写し * 振込先の口座の銀行名、支店名、口座番号、口座名義等がわかるもの	・ 1世帯につき1種類 ・ 申請者（保護者）の名義 ・ 裏面に4月からの学校名、学年、児童生徒の氏名（全員分）を記入してください
表面「対象者」準要保護者のア③④⑤⑦⑨⑩のいずれかに保護者が該当する場合	減免通知や貸付決定通知の写し等、それぞれを証明する書類	* 必要書類は申請書の5の欄に記載しています
住宅が市営以外の借家の方	賃貸契約書の写し * 契約者、契約期間、家賃額が記載されたもの	
令和6年1月1日時点で、近江八幡市以外に居住されていた方（単身赴任含む）	令和5年1月から12月の間の所得を証明する書類（令和6年度の(非)課税証明書等） * 被扶養者を除く近江八幡市以外に居住されていた方全員分	令和6年6月以降、令和6年1月1日時点の住所地の役所で取得し、学校に提出してください。（申請書は期限までに提出してください。）
令和5年1月から12月の間に海外に居住していた方	令和5年1月から12月の間の所得を証明する書類（給与明細の写し等）	

援助する経費・金額及び給付時期 ・ 児童生徒1人あたりに1年間に給付する費用には、上限があります。

- 参考として、令和5年度の給付限度額は次のとおりです。給付限度額は毎年変更になることがあります。
- 認定月や実費額によって給付額が変わります。

援助する経費 (参考：令和5年度)	年間給付上限額(単位：円)		給付予定時期
	小学校	中学校	
学用品費	11,630	22,730	通学用品費と共に学期ごと(分割)
通学用品費(1年生を除く)	2,270	2,270	学期ごと(分割)
新入学児童生徒学用品費(*)	54,060	63,000	1学期(*4月までに申請した1年生のみ)
学校給食費	44,000	48,730	学期ごと(分割)
校外活動費(泊なし)	1,600	2,310	3学期
校外活動費(泊)	3,690	6,210	3学期
修学旅行費	22,690	60,910	実施をした学期末(修学旅行該当学年)

* その他、学校で治療の勧めがでた病気(むし歯など)の治療に限り医療券を利用することができます。ただし、子ども医療費助成制度と重複することはできません。

* 要保護者の場合、修学旅行費のみが対象となります。

給付の方法 学期ごと(7月、12月、3月)に原則として保護者に口座振込により給付します。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局学校教育課 電話 36-5531 (直通)
 市ホームページ検索用ID: 20335 (申請書はホームページからもダウンロードできます。)